

証券コード 5126
(発送日) 2024年3月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月4日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番34号
ポーターズ株式会社
代表取締役社長 西 森 康 二

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、2024年元日に発生した令和6年（2024年）能登半島地震により被災された皆さま、及び関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.porters.jp>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5126/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ポーターズ」又は「コード」に当社証券コード「5126」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月25日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2024年3月26日（火曜日）午前10時
2. 場所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町 カンファレンスルーム4D
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月26日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月25日(月曜日)  
午後6時00分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月25日(月曜日)  
午後6時00分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

|              |      |
|--------------|------|
| 議案日現在のご所有株式数 | XX 株 |
| 議 決 権 の 数    | XX 股 |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXX

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

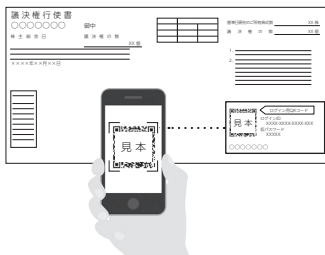
・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

個人執行役員ID  
0000 株式会社  
議決権行使書の届状  
期 1 既定期社会  
開催日 平成30年 3月31日  
株主番号 1000001  
100円で本議決権の股 10股  
当社は、株主様からの画面の手続きにしたがって議決権行使することをお勧めいたします。ご不明な場合は、本画面にお申込みください。  
会社情報および株主情報について詳細に案内が受けられます。  
議決権行使へ  
賛否入力詳細へ  
議決権行使  
議決権行使済み

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させる観点から、監査等委員会設置会社へ移行致します。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                           | 変更案                            |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第3条 <条文の省略>                | 第1条～第3条 <現行どおり>                |
| (機関)                           | (機関)                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                       | (1) 取締役会                       |
| (2) <u>監査役</u>                 | (2) <u>監査等委員会</u>              |
| (3) <u>監査役会</u>                | (削除)                           |
| (4) <u>会計監査人</u>               | (3) <u>会計監査人</u>               |
| 第5条 <条文の省略>                    | 第5条 <現行どおり>                    |
| 第2章 株 式                        | 第2章 株 式                        |
| 第6条～第12条 <条文の省略>               | 第6条～第12条 <現行どおり>               |

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>                                                                                       | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第13条～第17条 &lt;条文の省略&gt;</p>                                                                                                    | <p>第13条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員</p>                                                                                                     | <p>第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>(員数)</p>                                                                                                                       | <p>(員数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>                                                             | <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く)は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                                      |
| <p>(選任方法)</p>                                                                                                                     | <p>(選任方法および解任方法)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第19条 取締役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>第19条 取締役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p style="text-align: center;"><u>2.</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>                    | <p style="text-align: center;"><u>2.</u> 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>3.</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>4.</u> 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> |
| <p>(任期)</p>                                                                                                                       | <p>(任期)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                 | <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                                                                                                                                                       |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く）</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く）</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条～第26条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                              | <p>第24条～第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である者を除く）とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>      |
| <p>第28条～第29条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                               | <p>第28条～第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>     |
| <p>第30条～第31条 &lt;条文の省略&gt;</p>                                                                                                                                                           | <p>第31条～第32条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                              |

| 現行定款                                                                                             | 変更案                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>                                                | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p><u>(員 数)</u></p>                                                                              |                                         |
| <p>第32条 <u>当会社の監査役は、6名以内とする。</u></p>                                                             | <p>(削除)</p>                             |
| <p><u>(選任方法)</u></p>                                                                             |                                         |
| <p>第33条 <u>監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p>                             |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p>                                                                            |                                         |
| <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                     | <p>(削除)</p>                             |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>                                                                        |                                         |
| <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                  | <p>(削除)</p>                             |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>                                                                       |                                         |
| <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                      | <p>(削除)</p>                             |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p>                                                                           |                                         |
| <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                            | <p>(削除)</p>                             |

| 現行定款                                                                                                                                                                 | 変更案  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第38条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                      | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>                                 | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>               | (削除) |

| 現行定款                                    | 変更案                                                                   |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                    | 第5章 監査等委員会                                                            |
| (新設)                                    | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                     |
| (新設)                                    | 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。                             |
| (新設)                                    | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                  |
| (新設)                                    | 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 |
| (新設)                                    | <u>(監査等委員会規則)</u>                                                     |
| (新設)                                    | 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。         |
| 第6章 会計監査人                               | 第6章 会計監査人                                                             |
| 第42条～第43条 <条文の省略>                       | 第36条～第37条 <現行どおり>                                                     |
| (報酬等)                                   | (報酬等)                                                                 |
| 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。 | 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。                             |
| 第45条 <条文の省略>                            | 第39条 <現行どおり>                                                          |

| 現行定款                                      | 変更案                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>                                                                                                      |
| <p>第46条～第49条 &lt;条文の省略&gt;</p>            | <p>第40条～第43条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                 |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>   | <p>附則</p>                                                                                                                                      |
|                                           | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>                                                                                                                      |
|                                           | <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |
|                                           | <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第23期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>     |
|                                           |                                                                                                                                                |
|                                           |                                                                                                                                                |
|                                           |                                                                                                                                                |
| <p>2022年9月1日 改定</p>                       | <p>2022年9月1日 改定</p>                                                                                                                            |
|                                           | <p>2024年3月26日 改定</p>                                                                                                                           |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                           | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1<br>(再任)                                                                                                                                                                           | にしもり こうじ<br>西森 康二<br>(1963年10月3日) | 1988年 4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス） 入社<br>1996年 4月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション 入社<br>1997年12月 株式会社アスキー 入社<br>2001年 8月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2014年 8月 PORTERS Global PTE. LTD. Director<br>2017年11月 KAキャピタル株式会社設立 代表取締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>KAキャピタル株式会社 代表取締役 | 914,300株               |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>2001年8月の当社設立以来、代表取締役として経営指揮を執り、当社の事業発展に貢献してまいりました。今後の同氏の創業者としての強いリーダーシップ、豊富な経験や幅広い見識に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループのさらなる成長、発展に貢献が期待できるため、引続き取締役候補者としてしました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                           | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2<br>(再任)                                                                                                                                                                                                                           | わたなべ とも み<br>渡邊 智美<br>(1974年9月5日) | 1997年 8月 インターウォーズ株式会社 入社<br>2002年 1月 当社取締役<br>2014年 8月 PORTERS Global PTE. LTD. Managing Director<br>2019年 7月 当社 取締役副社長 (現任)<br>2021年 3月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Director (現任)<br>2022年 1月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director<br>(重要な兼職の状況)<br>PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Director | 164,200株               |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>2001年8月の当社設立以来、当社のHR-Tech事業全般を統括し、取締役として当社の事業発展に貢献してまいりました。また、海外子会社の代表を歴任するなど海外展開においても推進しております。今後の同氏の共同創業者としての強いリーダーシップ、豊富な経験や幅広い見識に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループのさらなる成長、発展に貢献が期待できるため、引続き取締役候補者としました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                        |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                    | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3<br>(再任)                                                                                                                                                                    | み つ い けん<br>三ツ井 健<br>(1980年3月28日) | 2002年 4月 株式会社スタッフサービス 入社<br>2016年 4月 株式会社リクルートスタッフィング 入社<br>2019年 4月 同社 執行役員<br>2022年 4月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD.<br>Managing Director (現任)<br>2022年 7月 当社 入社<br>2023年 3月 当社 常務取締役 (現任)<br>2023年10月 株式会社atB 取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director<br>株式会社atB 取締役 | 400株                   |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>人材派遣会社において長年にわたりHR領域の業務に従事してきたことから、同分野の豊富な経験及び高い知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社経営体制の強化や企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としてしました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                      | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4<br>(再任)                                                                                                                                                      | あまの たつひと<br>天野 竜人<br>(1984年6月4日) | 2007年 4月 サミー株式会社 入社<br>2015年 5月 サミーデジタルセキュリティ株式会社<br>管理部課長<br>2016年 1月 日本マルチメディアサービス株式会社<br>(現 ジェイエムエス・ユナイテッド株<br>式会社) 社長室マネージャー<br>2017年 9月 当社 入社<br>2018年 3月 当社 執行役員 Corporate Groupマ<br>ネージャー<br>2018年 6月 当社 取締役 (現任)<br>2023年10月 株式会社atB 取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社atB 取締役 | 8,700株                 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           当社の管理部門を統括し、管理部門に関する豊富な経験と実績を有しております。管理部門の業務効率化の推進において、その職責を十分に果たしており、当社グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、引続き取締役候補者としました。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                           | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5<br>(再任)                                                                                                                                                                                                                                                                           | なかむら こういち<br>中村 恒一<br>(1957年11月7日) | 1981年 4月 株式会社日本リクルートセンター（現<br>株式会社リクルートホールディングス）<br>入社<br>1999年 6月 株式会社リクルート（現 株式会社リク<br>ルートホールディングス） 取締役<br>2008年 4月 同社 取締役副社長<br>2012年 4月 同社 取締役相談役<br>2016年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取<br>締役（現任）<br>2017年12月 当社 社外取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社サイバーエージェント 社外取締役 | 7,500株                 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>株式会社日本リクルートセンター（現 株式会社リクルートホールディングス）において取締役副社長として経営に参画した経歴をもち、会社経営・組織運営・人材業界に関する豊富な経験を有しております。そのため、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから社外取締役候補者となりました。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                               |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村恒一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村恒一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年3か月となります。
4. 当社は、中村恒一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容と概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、中村恒一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 渡邊智美氏の戸籍上の氏名は、御子柴智美です。
8. 代表取締役社長西森康二の所有株式数は、KAキャピタル株式会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
9. 西森康二氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力を生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1<br>(新任)                                                                                                                                                                                                   | しみず ゆうじ<br>清水 有滋<br>(1959年9月24日) | 1983年4月 日本電気株式会社 入社<br>1994年9月 NEC Industries, Inc. (現 NEC Financial Services, LLC) Manager of Budget & Finance Control<br>1997年1月 NEC Industries, Inc. (現 NEC Corporation of America, Inc.) Secretary & Finance Manager<br>1999年10月 日本電気株式会社 財務部マネージャー<br>2005年7月 CJSC NEC Info communications (現 Joint Stock Company "NEC Neva Communications Systems") Deputy General Director & CFO<br>2010年7月 日本電気株式会社 財務室長<br>2016年6月 NECネットワークプロダクツ株式会社 (現 NECプラットフォームズ株式会社) 常勤監査役<br>2017年6月 NECスペーステクノロジー株式会社 常勤監査役<br>2021年10月 当社 常勤社外監査役 (現任) | -                      |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>                     清水有滋氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は略歴に記載のとおり、日本国内・国外での経理・財務部門で勤務した経験に加えて、監査役としての経歴を有しており、当該経験及び知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2<br>(新任)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | なが お じ ろ う<br>長尾 二郎<br>(1967年10月6日) | 1995年4月 弁護士登録<br>1995年4月 青木・関根・田中法律事務所 入所<br>2010年4月 武蔵野簡易裁判所 調停委員 (現任)<br>2011年4月 最高裁司法研修所 民事弁護教官<br>2014年1月 左門町法律事務所開設 所長 (現任)<br>2014年6月 株式会社アートネイチャー 社外取締役<br>2018年3月 当社 社外監査役 (現任)<br>2018年4月 株式会社じゃんぱら 社外監査役<br><br>(重要な兼職の状況)<br>左門町法律事務所 所長 | —                      |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>長尾二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士資格者であり、長年に渡り弁護士として法律実務に携わっており、また、上場会社の社外監査役の経験もあり、当該経験及び知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                     |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3<br>(新任)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | つくだ ゆうご<br>佃 勇吾<br>(1980年5月9日) | 2007年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所<br>2010年 4月 税理士法人レガシィ 入社<br>2011年 4月 水野進税理士事務所 入社<br>2011年 5月 株式会社サクセッション設立 代表取締役 (現任)<br>2012年11月 佃勇吾公認会計士・税理士事務所開設 (現任)<br>2012年12月 株 式 会 社 CRESCENDO CAPITAL CONSULTING設立 代表取締役 (現任)<br>2013年12月 税理士法人南青山コンサルティング (現税理士法人FRONTLINE) 設立 代表社員 (現任)<br>2015年 6月 株式会社コルノマカロニ 監査役 (現任)<br>2020年 3月 当社 社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>税理士法人FRONTLINE 代表社員 | -                      |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>佃勇吾氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社と異なる事業分野で活躍した後、会社を経営しており、また、公認会計士・税理士資格者であることから、豊富な財務・経理に関する専門的知識を有しており、当該経験及び知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                        |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 清水有滋氏、長尾二郎氏及び佃勇吾氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 佃勇吾氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 当社は、清水有滋氏、長尾二郎氏及び佃勇吾氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各候補者の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、清水有滋氏、長尾二郎氏及び佃勇吾氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容と概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年3月30日開催の第18期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額200百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数および他社水準等を勘案したものであり、また、当社指名・報酬委員会からも、当社取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うもので妥当とのご意見を得ていることから、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50百万円以内と定めることといたしたく存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、監査等委員である取締役の人数および他社水準等を勘案したものであり、相当な内容と判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とご承認をいただく予定ですが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員報酬の見直しの一環として、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

### 2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年7,500株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時点までの期間継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時点までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告41ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであります。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年7,500株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.48%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことにより、個人消費や設備投資を中心に回復の兆しがみられる状況となりました。一方で、世界的なエネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行、ウクライナ情勢の不透明さなどの影響により、依然として先行きは不透明な状況であります。

このような経済環境の中、当社では「Matching, Change your business」をミッションに掲げ、世界の雇用にもっとも貢献する企業になるというビジョンのもと、人材クラウドマッチングサービスであるPORTERSを提供してきました。当連結会計年度において、セールス面では、見込顧客の獲得のためにデジタルマーケティングへの投資を行うとともに、ポーターズマガジンの発行によって市場における潜在顧客へのアプローチに努めました。これに加えて、営業部門の人員増強等により営業活動を強化した結果、多数の新規顧客の獲得に繋がりました。PORTERSの開発面では、利便性向上のためのPORTERSの既存機能の改修及び効率的な業務遂行のためのパフォーマンスの改善を行いました。これらの活動の結果、新規顧客のID獲得は良好に推移し、ID数の伸長にも寄与いたしました。さらに、当社顧客である人材紹介会社や労働者派遣会社において、業務効率化のためにIT投資を積極的に行うという姿勢は継続したことから、PORTERSは堅調に成長し続け、2023年12月末時点で有料ユーザーID数は12,697IDとなりました。この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,587百万円、営業利益377百万円、経常利益378百万円、親会社株主に帰属する当期純利益267百万円となりました。

当社は当第4四半期連結会計期間において、株式会社atBの株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結決算へ移行しております。報告セグメントにつきましても、HR-Tech事業及びGlobal HR-Tech事業の2つを報告セグメントとしております。なお、前連結会計年度については連結財務諸表を作成していないため、比較分析は行っておりません。また、Global HR-Tech事業については、当連結会計年度の経営成績に含まれていないため、記載すべき事項はありません。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2023年10月26日付で、株式会社atBの発行済株式の50.9%を取得し、同社を当社の子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 20 期<br>(2020年12月期) | 第 21 期<br>(2021年12月期) | 第 22 期<br>(2022年12月期) | 第 23 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年12月期) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)           | -                     | -                     | -                     | 1,587                              |
| 経 常 利 益(百万円)         | -                     | -                     | -                     | 378                                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | -                     | -                     | -                     | 267                                |
| 1株当たり当期純利益 (円)       | -                     | -                     | -                     | 170.39                             |
| 総 資 産(百万円)           | -                     | -                     | -                     | 1,470                              |
| 純 資 産(百万円)           | -                     | -                     | -                     | 1,088                              |
| 1株当たり純資産額 (円)        | -                     | -                     | -                     | 661.03                             |

(注) 第23期(当連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であるため、第22期(2022年12月期)以前の状況は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 20 期<br>(2020年12月期) | 第 21 期<br>(2021年12月期) | 第 22 期<br>(2022年12月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(2023年12月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 1,022                 | 1,100                 | 1,290                 | 1,587                            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 150                   | 230                   | 326                   | 378                              |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 100                   | 152                   | 222                   | 267                              |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 66.95                 | 101.76                | 146.41                | 170.39                           |
| 総 資 産(百万円)     | 654                   | 807                   | 1,105                 | 1,409                            |
| 純 資 産(百万円)     | 322                   | 474                   | 771                   | 1,039                            |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 214.85                | 316.62                | 491.22                | 661.03                           |

(注) 1. 当社は、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期



の期首から適用しており、第22期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金          | 当社の議決権比率        | 主要な事業内容       |
|---------------------------|--------------|-----------------|---------------|
| 株式会社 atB                  | 60百万円        | 50.9%           | オフショア開発       |
| ATB Lab Ltd.              | 500千タカ       | (間接所有)<br>98.0% | オフショア開発       |
| PORTERS ASIA SG PTE. LTD. | 300千シンガポールドル | 100.0%          | 当社サービスの海外市場開拓 |

(注) 2023年10月26日に株式会社atBの株式を取得し、同社並びにATB Lab Ltd.を連結子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題としては以下の事項を認識しております。

#### ① サービスの認知度向上及び新規顧客の獲得

当社グループはこれまで人材マッチングサービスを一貫して提供してきたことから、安定した顧客基盤の構築は出来ており、人材サービス業界における認知度は高いものと考えております。一方で、国内の主要地域及びアジア各国の販売網のさらなる拡大を行っていくためには、当社グループのサービスの認知度をより一層向上させ、当社グループのサービスが新規顧客に円滑に導入されることを強化していくことが重要な課題であると認識しております。新たな拠点の開設やデジタルマーケティングの強化により当社グループのサービスの認知度をより浸透させるとともに、新規顧客の獲得に努めてまいります。

#### ② 開発スピードの強化

当社グループが展開する既存サービスの新機能のリリースや海外市場へのサービス展開を迅速に実行していくためには、製品の開発体制を強化し、開発スピードを高い水準に維持することが重要な課題と認識しております。当社グループの開発部門における優秀な人員の確保や、開発プロセスの改善を行うことによりその実現に努めてまいります。

### ③ 新規事業の早期収益化

企業価値の持続的向上を実現するためには、既存サービスにおける付加価値の向上に加え、積極的に新規事業の研究開発・育成を行うことが重要な課題と考えております。しかしながら、新規事業は初期段階においては収益に対して費用が先行することから、事業として十分な利益を獲得できない期間が長期化する可能性もあります。既存事業の顧客基盤を活用するとともに、自社での営業活動を積極的に行うことによって新規事業の早期収益化に努めてまいります。

### ④ 内部管理体制の強化

当社グループが今後サービスの向上や業容の拡大をするためには、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社では、事業規模に応じた適切な人員の確保に努めるとともに、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことにより、内部管理体制の強化を図ってまいります。

### ⑤ システムの安全性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は重要な課題と認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー環境の強化や、システム安定稼働のための人員確保に努めてまいります。

### ⑥ 財務上の課題について

当社グループでは毎期の事業活動で獲得した利益を原資としてシステム投資等を行うこととしており、安定的に利益を計上している現状においては、事業継続に支障を来すような財務上の課題は認識しておりません。今後も当該方針のもとに事業活動を継続してまいります。新製品の開発や海外市場への展開に当たっては、多額の資金需要が生ずることも想定されます。そのような資金需要が生じた場合でも自己資金を充当する方針でありますが、金融機関からの借入やエグジティブファイナンスも選択肢として対応してまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

| 事業区分             | 事業内容                                                              |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|
| H R - T e c h 事業 | 雇用創出産業及び雇用創出ビジネスパーソン向けのクラウドサービスを通じて雇用に貢献する事業を行っております。             |
| Global HR-Tech事業 | 当社グループの海外拠点を活用したオフショア開発事業や海外における求人媒体の開発・運営などを通じて雇用に貢献する事業を行っております |

### (6) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

#### ① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

#### ② 子会社

| 名 称                 | 所在地          |
|---------------------|--------------|
| 株 式 会 社 a t B       | 東京都渋谷区       |
| A T B L a b L t d . | バングラデシュ ダッカ市 |

### (7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分                         | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|------------------------------|----------|-------------|
| H R - T e c h 事業             | 64 (7) 名 | - (-)       |
| G l o b a l H R - T e c h 事業 | 11 (-)   | - (-)       |
| 合 計                          | 75 (7)   | - (-)       |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 当社グループは、当連結会計年度が連結初年度となりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 64（7）名 | 8名増（2名減）  | 35.3歳 | 4.2年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,572,500株
- (3) 株主数 544名
- (4) 大株主

| 株主名                                                        | 持株数   | 持株比率   |
|------------------------------------------------------------|-------|--------|
| KAキャピタル株式会社                                                | 750千株 | 47.69% |
| 西森 康二                                                      | 164   | 10.44  |
| 御子柴 智美                                                     | 164   | 10.44  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                        | 74    | 4.71   |
| MSIP CLIENT SECURITIES<br>(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG<br>証券株式会社) | 51    | 3.28   |
| J P モルガン証券株式会社                                             | 29    | 1.85   |
| 株式会社SBI証券                                                  | 27    | 1.71   |
| ポーターズ社員持株会                                                 | 24    | 1.54   |
| 楽天証券株式会社                                                   | 22    | 1.43   |
| 末井 隆文                                                      | 12    | 0.79   |

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 5 回 新 株 予 約 権                           | 第 6 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2019年12月10日                               | 2021年5月13日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 110個                                      | 56個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 33,000株<br>(新株予約権1個につき 300株)         | 普通株式 16,800株<br>(新株予約権1個につき 300株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 60,000円<br>(1株当たり 200円)        | 新株予約権1個当たり 100,200円<br>(1株当たり 334円)        |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2025年1月1日から<br>2028年12月31日まで              | 2023年7月1日から<br>2030年12月31日まで               |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                     | (注) 2                                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 51個<br>目的となる株式数 15,300株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 該当なし                                      | 該当なし                                       |
|                        | 監 査 役               | 該当なし                                      | 該当なし                                       |

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 2. 第6回新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                         |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 西森康二  | KAキャピタル株式会社 代表取締役                                                                                                                                                                    |
| 取締役副社長   | 渡邊智美  | PORTERS ASIA SG PTE.LTD. Director                                                                                                                                                    |
| 常務取締役    | 三ツ井健  | PORTERS ASIA SG PTE.LTD. Managing Director<br>株式会社atB 取締役                                                                                                                            |
| 取締役      | 天野竜人  | 株式会社atB 取締役                                                                                                                                                                          |
| 取締役      | 中村恒一  | 株式会社サイバーエージェント 社外取締役                                                                                                                                                                 |
| 取締役      | 佃勇吾   | 税理士法人FRONTLINE 代表社員                                                                                                                                                                  |
| 常勤監査役    | 清水有滋  |                                                                                                                                                                                      |
| 監査役      | 南方美千雄 | 株式会社アイピーオーバンク 代表取締役<br>株式会社みた経営研究所 社外監査役<br>橋本不動産株式会社 社外取締役<br>株式会社グローバルエナジーハーベスト 社外取締役<br>株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外<br>取締役<br>税理士法人マーヴェリック 代表社員<br>エバステム株式会社 監査役<br>ビットトレード株式会社 監査役 |
| 監査役      | 長尾二郎  | 左門町法律事務所 弁護士                                                                                                                                                                         |

- (注) 1. 取締役中村恒一氏及び取締役佃勇吾氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水有滋氏、監査役南方美千雄氏及び監査役長尾二郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役南方美千雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の役員報酬の決定方針は次のとおりであります。

#### イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### ロ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき任意の指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、決定方針に基づき決定することにあります。

これらの権限を委任した理由は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにあります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬委員会は取締役会が選定する3名以上の取締役で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は原則として独立社外取締役より選定いたします。

<指名・報酬委員会>

| 地位及び担当     | 氏名         |
|------------|------------|
| 取締役（社外取締役） | 中村 恒一（委員長） |
| 取締役（社外取締役） | 佃 勇吾       |
| 代表取締役社長    | 西森 康二      |

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------|---------------|---------|--------|----------------|
|                  |               | 基本報酬          | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 72百万円<br>(10) | 72百万円<br>(10) | —       | —      | 6名<br>(2)      |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 12<br>(12)    | 12<br>(12)    | —       | —      | 3<br>(3)       |
| 合計<br>（うち社外役員）   | 84<br>(22)    | 84<br>(22)    | —       | —      | 9<br>(5)       |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第18期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況については「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。  
なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別の関係はございません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名     | 地位          | 取締役会等への出席状況                  | 主な活動状況                                                                                                      |
|--------|-------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中村 恒一  | 社外取締役       | 取締役会 15回中15回                 | 出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 佃 勇吾   | 社外取締役       | 取締役会 15回中15回                 | 出席した取締役会において、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 清水 有滋  | 常勤<br>社外監査役 | 取締役会 15回中15回<br>監査役会 12回中12回 | 出席した取締役会及び監査役会において、事業会社での豊富な経験と知識に基づき、適宜発言を行っております。                                                         |
| 南方 美千雄 | 社外監査役       | 取締役会 15回中15回<br>監査役会 12回中12回 | 出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                |
| 長尾 二郎  | 社外監査役       | 取締役会 15回中15回<br>監査役会 12回中12回 | 出席した取締役会及び監査役会において、主に法務・コンプライアンス等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                               | 報酬等の額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 30百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、ポーターズ行動規範に基づき誠実かつ公正な行動に努める。
  - ・取締役会は、取締役会規程、組織管理規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - ・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスの状況は定期的開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役、監査役及び各グループの責任者に対し報告を行う。各グループの責任者は、グループ固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - ・内部監査規程に基づき、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、各グループの業務執行やコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。
  - ・内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - ・取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・取締役会は、当社企業グループに影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。
  - ・リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各グループの責任者に対して報告を行う。
  - ・内部監査室は、各グループのリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各グループにおいては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - ・各グループの責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
  - ・各グループにおいては、組織管理規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ること、業務の迅速性および効率性を確保する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
  - ・子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については当社への事前協議を行う。また、子会社の財務状況や業績状況等について報告を求める。
  - ・監査役は、子会社に対して、重要書類の閲覧や重要会議への出席等を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、子会社の業務活動全般が適正に行われているか確認・指導を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
  - ・監査役は、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、補助使用人の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に努める。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ・取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
  - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
  - ・取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報運用規程に明記し周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - ・監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて、適宜行う監査役同士の議論や情報共有等により会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人との対話や内部監査担当者との連携を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、現時点では成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為に内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額          | 科 目            | 金 額          |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| <b>(資産の部)</b>   |              | <b>(負債の部)</b>  |              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,220</b> | <b>流動負債</b>    | <b>381</b>   |
| 現金及び預金          | 1,112        | 買掛金            | 35           |
| 売掛金             | 67           | 未払金            | 43           |
| 仕掛品             | 3            | 未払法人税等         | 61           |
| その他             | 37           | 契約負債           | 151          |
| 貸倒引当金           | △0           | 与引当金           | 10           |
|                 |              | その他            | 79           |
| <b>固定資産</b>     | <b>249</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>381</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10</b>    | <b>(純資産の部)</b> |              |
| 建物              | 10           | 株主資本           | 1,039        |
| 工具、器具及び備品       | 0            | 資本剰余金          | 47           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>117</b>   | 利益剰余金          | 955          |
| のれん             | 102          | 非支配株主持分        | 48           |
| ソフトウェア          | 15           |                |              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>121</b>   |                |              |
| 関係会社株式          | 27           |                |              |
| 関係会社出資金         | 30           |                |              |
| 繰延税金資産          | 12           |                |              |
| その他             | 51           |                |              |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,470</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>1,088</b> |
|                 |              | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,470</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 | 金 額   |
|-----------------|-----|-------|
| 売上高             |     | 1,587 |
| 売上原価            |     | 315   |
| 売上総利益           |     | 1,272 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 895   |
| 営業利益            |     | 377   |
| 営業外収益           |     |       |
| 受取利息            | 0   |       |
| 為替差益            | 1   |       |
| その他の            | 0   | 1     |
| 営業外費用           |     |       |
| 支払利息            | 0   | 0     |
| 経常利益            |     | 378   |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 378   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 114 |       |
| 法人税等調整額         | △3  | 111   |
| 当期純利益           |     | 267   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | -     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 267   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額   | 科 目      | 金 額   |
|-----------|-------|----------|-------|
| (資産の部)    |       | (負債の部)   |       |
| 流動資産      | 1,109 | 流動負債     | 370   |
| 現金及び預金    | 1,010 | 買掛金      | 26    |
| 売掛金       | 60    | 未払金      | 42    |
| 仕掛品       | 3     | 未払費用     | 26    |
| 前払費用      | 31    | 未払法人税等   | 61    |
| その他の金     | 3     | 契約負債     | 151   |
| 貸倒引当金     | △0    | 預り金      | 16    |
| 固定資産      | 300   | 賞与引当金    | 10    |
| 有形固定資産    | 10    | その他の     | 34    |
| 建物        | 10    | 負債合計     | 370   |
| 工具、器具及び備品 | 0     | (純資産の部)  |       |
| 無形固定資産    | 15    | 株主資本     | 1,039 |
| ソフトウェア    | 15    | 資本金      | 47    |
| 投資その他の資産  | 274   | 資本剰余金    | 37    |
| 関係会社株式    | 180   | 資本準備金    | 37    |
| 関係会社出資金   | 30    | 利益剰余金    | 955   |
| 長期前払費用    | 3     | その他利益剰余金 | 955   |
| 繰延税金資産    | 12    | 繰越利益剰余金  | 955   |
| その他の      | 48    | 純資産合計    | 1,039 |
| 資産合計      | 1,409 | 負債純資産合計  | 1,409 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 売上高          | 1,587 |
| 売上原価         | 315   |
| 売上総利益        | 1,272 |
| 販売費及び一般管理費   | 895   |
| 営業利益         | 377   |
| 営業外収益        |       |
| 受取利息         | 0     |
| 為替差益         | 1     |
| その他          | 0     |
| 営業外費用        |       |
| 支払利息         | 0     |
| 経常利益         | 378   |
| 税引前当期純利益     | 378   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 114   |
| 法人税等調整額      | △3    |
| 当期純利益        | 267   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

ポーターズ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                   |       |   |   |   |
|-------------------|-------|---|---|---|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 | 木 | 修 |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鶴 | 彦 | 太 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポーターズ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポーターズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

ポーターズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 | 木 | 修 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鶴 | 彦 | 太 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポーターズ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

ポーターズ株式会社 監査役会  
常勤社外監査役 清水 有 滋 ㊟  
社外監査役 南方 美千雄 ㊟  
社外監査役 長 尾 二 郎 ㊟

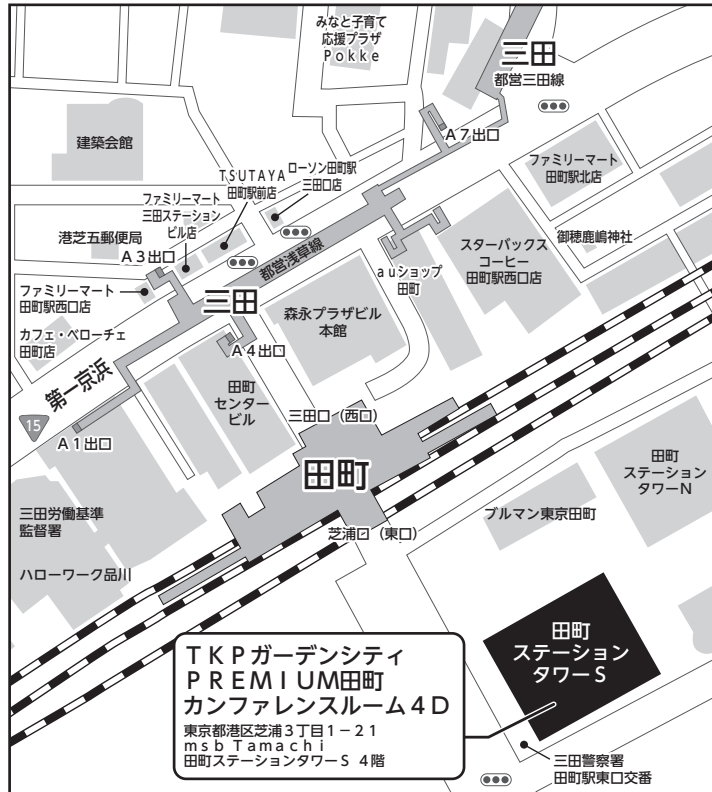
# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階

TKPガーデンシティPREMIUM田町 カンファレンスルーム4D

TEL 03-5439-6119



|    |          |          |         |
|----|----------|----------|---------|
| 交通 | J R 田町駅  | 東口より     | 徒歩約 1 分 |
|    | 都営浅草線三田駅 | A 4 出口より | 徒歩約 5 分 |
|    | 都営三田線三田駅 | A 4 出口より | 徒歩約 5 分 |